

利用料およびその他の費用の支払いを受ける場合には、利用者様又はそのご家族に対して通所介護サービス契約書の重要事項説明書をもって事前に説明した上で、契約書を取り交わす。

第七条 緊急時等における対応方法

- 1、通所介護職員は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、必要なときは緊急搬送等の措置を講ずるものとする。また管理者に報告をしなければならない。
- 2、事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護支援専門員等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第八条 苦情処理

事業の提供に係わる利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

担当窓口：横尾 健一

電話番号：047-369-7166

第九条 虐待防止の為の措置

- 1、事業者は、利用者の尊厳を守るという基本的な考えのもと虐待は決して行わない。身体拘束もやむを得ない場合を除き、原則として行わない。事業者は、利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講ずるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ市区町村へ報告をする。
- 2、事業者は、虐待防止のための指針を整備するとともに、利用者の権利擁護、サービス適正化に向けた定期的な職員研修等を実施する。
- 3、事業者は、前項の措置を適切に実施するために虐待防止担当者（※）を配置する。
- 4、事業者が身体拘束を緊急かつやむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合は速やかに身体拘束を解除できるように努め、記録をする。
 - ① 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危機にさらされる可能性が著しく高い。
 - ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限に他の変わる対応方法がない。
 - ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

（※）虐待防止担当者：横尾健一

第十条 通常の事業の実施区域

通常の事業の実施区域は、松戸市、柏市の区域とする。

第十一条 非常災害対策

万一、非常災害が発生した場合は、速やかに利用者を避難させ利用者全員の安全を確保する。また非常災害に備え年1回の防災訓練を行うものとする。

第十二条 個人情報の保護

- 1、事業者は、利用者及びそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2、事業者が得た利用者及びそのご家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

第十三条 サービス利用に当たっての留意事項

通所介護サービス利用者と家族、介護支援専門部員等に対して、円滑な利用を可能とするために必要な情報の事前提供に努め、利用にあたっては利用者本位のサービス提供に留意する。

第十四条 その他運営に関する重要事項

1. 本事業所は、通所介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用決定後二カ月以内
 - (2) 断続研修 年1回
2. 従業者は、業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を保持する。
3. 業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用解約内容に含めることとする。
4. この規定に定める事項の他の運営に関する重要事項は、アイ・ハート有限会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和元年9月1日から施行する。